

最良執行方針

2023年11月1日
南都まほろば証券株式会社

この最良執行方針は、「金融商品取引法」第40条の2第1項の規定に従い、お客さまにとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客さまから国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際は、注文の取次ぎについて契約を締結している金融商品取引業者（以下「母店」といいます。）を経由して当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。なお、お客さまから取引の執行に関するご指示がない場合につきましては、以下の方針に従い執行することに努めます。

1. 対象となる有価証券

- (1) 国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ETF（株価指数連動型投資信託受益証券）およびREIT（不動産投資信託の投資証券）等で、「金融商品取引法施行令」第16条の6に規定される「上場株券等」
- (2) フェニックス銘柄である株券および新株予約権付社債券で、「金融商品取引法」第67条の18第4号に規定される「取扱有価証券」

2. 最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客さまからいただく注文に対し当社が自己で相手方となる売買は行わず、すべて委託注文として、速やかに原則母店を経由して当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

(1) 上場株券等

当社においては、最良の取引の条件として最も有利な価格で執行すること以外のお客さまの利益となる事項を主として考慮するため、お客さまからいただいた上場株券等に係る注文は、速やかに原則として母店を経由し、当該金融商品取引所市場に取り次ぎます。なお、金融商品取引所市場の売買立会時間外に受注した委託注文については、金融商品取引所市場における売買立会が再開された後に母店を経由し、当該金融商品取引所市場に取り次ぐこととします。

① 上場している金融商品取引所市場が1箇所である場合（単独上場）

当該金融商品取引所市場へ母店を経由して取り次ぎます。

② 複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合

執行時点において、株式会社野村総合研究所の情報端末に対象銘柄となる証券コードを入力して検索した際に、画面上に選定された取引所市場が判別可能なように表示され、該当する金融商品取引所市場（当該市場は、同社所定の計算方法に

より一定期間において最も売買高が多いとして選定されたものです。)に、母店を経由して取り次ぎます。具体的には、最寄りの営業店にお問い合わせいただいたお客さまにはその内容をお伝えいたします。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券の注文はお受けいたしておりません。ただし、お客さまから売却注文をいただいた場合には、当該注文を、当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

当該銘柄の投資勧誘を行っている金融商品取引業者が1社である場合には当該金融商品取引業者へ、複数ある場合には、取次ぎを行おうとする時点の直近において当該各金融商品取引業者が提示している気配のうち、お客さまにとって最も有利と考えられる気配を提示している金融商品取引業者に取り次ぎます。

なお、銘柄によっては、注文をお受けできないものがあります。

3. 当該方法を選択する理由

(1) 上場株券等

金融商品取引所市場の多くは投資家の需要が集中しており、取引所外売買と比較すると、流動性、約定可能性、取引のスピード等の面で優れていると考えられ、ここで執行することがお客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客さまにとって最も合理的であると判断されるからです。

なお、PTS（私設取引システム）を含め複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較し、より価格を重視することはお客さまにとって最良の執行となり得ると思われ、当社でこのような執行をするためにはシステム開発等を行う必要がありますが、社内で検討した結果、システム開発等を行うことによりお客さまにお支払いいただく手数料等の値上げが必要と考えています。システム開発等に伴う費用等について精査した結果、お客さまにとっては、複数の取引所金融商品市場等から最良気配を比較することによる価格改善効果よりも、手数料等の値上げによる影響が大きいと考えられるため、PTSへの取次ぎを含む取引所外売買の取扱いをせず、国内の金融商品取引所市場に取り次ぐことが最も合理的であると判断されます。

(2) 取扱有価証券（フェニックス銘柄）

当社では、基本的に取扱有価証券（フェニックス銘柄）の注文はお受けいたしておりません。ただし、上場していた当該銘柄を所有されていたお客さまの換金ニーズをすみやかに実現する必要があると考えます。お客さまからいただいた売却注文を、注文が集まる傾向がある投資勧誘を行う金融商品取引業者に取り次ぐことは、より多くの約定機会を確保することとなり、お客さまの換金ニーズを実現できる可能性

が高まると判断されるからです。

4. その他

(1) 次に掲げる取引については、2に掲げる方法によらず、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

①お客さまから執行方法に関するご指示（当社が自己で直接の相手方となる売買のご希望、執行する金融商品取引所のご希望、お取引の時間帯のご希望等）があった取引については、当該ご指示いただいた執行方法

②端株および単元未満株の取引

端株および単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぐ方法

(2) システム障害等により、やむを得ず、最良執行方針に基づいて選択する方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

最良執行義務は、価格のみならず、例えば、コスト、スピード、執行の確実性等さまざまな要素を総合的に勘案して執行する義務となります。
したがって、価格のみに着目して事後的に最良でなかったとしても、それのみをもって最良執行義務の違反には必ずしもなりません。

以上